

令和 7 年 3 月 31 日

日本放送協会令和 7 年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可  
(令和 7 年 3 月 31 日 諮問第 1 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

## 日本放送協会令和7年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可

## 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画が、当該事業年度の開始の日までに国会の承認を受けることができない場合を考慮し、協会から放送法（昭和25年法律第132号）第71条第1項の規定に基づき、令和7年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可申請があった。

項目	申請の概要
期間	令和7年4月1日から同年4月30日までの1か月間
暫定予算に計上する事業運営計画	令和7年度予算から、事業の経常的運営に該当しない事項及び暫定予算期間中に予算の執行を要しない事項を除外し、原則月割額を計上
暫定予算に計上する建設計画	令和6年度の事業計画に基づいて実施した工事の継続に係る施設の建設又は改修について、暫定予算期間中に予算の執行を必要とする額を計上
受信料の額	別紙のとおり

## 2 審査の結果

本申請に係る協会の令和7年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画は、支出の内容が事業の経常的運営及び令和6年度の事業計画に基づいて実施した工事の継続に係る施設の建設又は改修に必要な範囲のものに限られていること、受信料の月額が令和6年度終了の日（令和7年3月31日）における受信料の額と同額であることから、放送法の規定に適合しており、適当であると認められる。

### ○放送法

- 第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日における受信料の額とする。
- 2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。
  - 3 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

(別紙)

## 受信料額（消費税込額）

契約種別	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地上契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円
衛星契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円
特別契約	860 円	4,934 円	9,599 円

## 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地上契約	965 円	5,539 円	10,778 円
衛星契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円

令和 7 年度暫定収支予算、事業計画  
及び資金計画

日本放送協会



# 令和 7 年度暫定収支予算



## 予算総則

第1条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和7年4月1日から4月30日までの期間に係る暫定収支予算の収入及び支出を別表第1暫定収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める

受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得

ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出又は特別支出に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第8条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に

関係ある経費の支出に充てることができる。

第9条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

令和7年度暫定収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		49,852,653
	受信料	48,326,424
	交付金収入	291,311
	副次収入	704,747
	財務収入	170,894
	雑収入	357,083
	特別収入	2,194
事業支出		52,041,678
	国内放送費	26,076,086
	国際放送費	1,680,364
	国内放送番組等配信費	738,521
	国際放送番組等配信費	205,592
	契約収納費	3,843,680
	受信対策費	53,472
	広報費	552,444
	調査研究費	545,917
	給与	9,338,839
	退職手当・厚生費	2,624,801
	共通管理費	1,554,830
	減価償却費	4,462,569
	財務費	313
	特別支出	114,250
	予備費	250,000
事業収支差金		△ 2,189,025

## (資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		4,578,126
	減価償却資金受入れ	4,462,569
	資産受入れ	115,557
資本支出		847,190
	建設費	847,190
資本収支差金		3,730,936

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、498億5,045万9千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、519億2,742万8千円であり、経常収支差金は、△20億7,696万9千円である。

事業収支差金△21億8,902万5千円については、資本収支差金37億3,093万6千円の一部をもって補てんする。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		566,037
	放送番組等有料配信収入	566,037
事業支出		506,169
	放送番組等有料配信費	466,930
	広報費	20,008
	給与	8,189
	退職手当・厚生費	1,931
	共通管理費	8,945
	減価償却費	166
事業収支差金		59,868

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		166
	減価償却資金受入れ	166
資本支出		166
	建設費	166
資本収支差金		—

事業収支差金 5,986 万 8 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		96,267
	受託業務等収入	96,267
事業支出		80,191
	受託業務等費	80,191
事業収支差金		16,076

事業収支差金 1,607 万 6 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

## 別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

## 別表第3 受信料額（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

## 別表第4 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第5 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。（契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。）

## 別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

## 別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 180円



# 令和7年度暫定事業計画



## 1 計画概説

令和7年4月1日から4月30日までの期間に係る日本放送協会の事業運営は、事業の経常的運営及び前年度の事業計画に基づいて実施した工事の継続に係る施設の建設又は改修を進めることとする。

## 2 建設計画

建設計画については、前年度の事業計画に基づいて実施した工事の継続に係るものを実施することとし、総額8億4,719万円を計上する。

### (1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、100万円である。

### (2) テレビジョン放送網整備計画

老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、4,702万8千円である。

### (3) ラジオ放送網整備計画

老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。

これらに要する経費は、4,196万円である。

### (4) 放送会館整備計画

放送センターの建替えについては、第1期の放送設備整備を行うほか、建替えに合わせて、埼玉県川口市に大型スタジオの建設工事

を進める。地域放送会館については、高知サブステーションの整備等を実施する。

これらに要する経費は、5億7,572万2千円である。

#### (5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備の整備を行うとともに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、1億856万2千円である。

#### (6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、3,581万3千円である。

#### (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、3,710万5千円である。

### 3 事業運営計画

#### (1) 国内放送

##### ア 番組関係

国内放送については、各波それぞれの特長を生かして、自主自律を堅持し、正確で公平・公正な情報を迅速に伝えるとともに、多彩で質の高いコンテンツを提供する。

これら番組関係に要する経費は、番組制作、番組の編成企画等を

合わせて 201 億 4,599 万 5 千円である。

#### イ 技術関係

放送施設の運用維持に要する経費は、59 億 3,009 万 1 千円である。

以上により、国内放送費総額は、260 億 7,608 万 6 千円となる。

#### (2) 国際放送

国際放送は、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

これらに要する経費は、総額 16 億 8,036 万 4 千円となる。

#### (3) 国内放送番組等配信

インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。

これらに要する経費は、総額 7 億 3,852 万 1 千円となる。

#### (4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

これらに要する経費は、総額 2 億 559 万 2 千円となる。

#### (5) 契約収納

受信料の公平負担の徹底に向けて、契約・収納活動を実施するとともに、受信料制度の理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。

これらに要する経費は、総額 38 億 4,368 万円となる。

#### (6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額 5,347 万 2 千円となる。

#### (7) 広 報

視聴者の多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を実施する。

これらに要する経費は、総額 5 億 5,244 万 4 千円となる。

#### (8) 調査研究

調査研究については、番組及び技術面において、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額 5 億 4,591 万 7 千円となる。

#### (9) 給 与

給与に要する経費は、総額 93 億 3,883 万 9 千円である。

#### (10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生に要する経費は、総額 26 億 2,480 万 1 千円である。

(11) 共通管理

共通管理に要する経費は、総額 15 億 5,483 万円である。

(12) 有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接提供するサービスについては、多様なコンテンツの提供等により、利用者の拡大を目指す。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は 5 億 6,603 万 7 千円、支出は 5 億 616 万 9 千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は 9,626 万 7 千円、支出は 8,019 万 1 千円である。

## 4 受信契約件数

### (1) 地上契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	令和7年度4月
年度初頭契約件数	18,961,000
当該期間内新規契約件数	60,000
当該期間内解約件数	77,000
当該期間内増加契約件数	△ 17,000
当該期間末契約件数	18,944,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	令和7年度4月
年度初頭免除件数	2,328,000
当該期間内新規免除件数	29,000
当該期間内解約件数	32,000
当該期間内増加免除件数	△ 3,000
当該期間末免除件数	2,325,000

### (2) 衛星契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	令和7年度4月
年度初頭契約件数	21,708,000
当該期間内新規契約件数	38,000
当該期間内解約件数	53,000
当該期間内増加契約件数	△ 15,000
当該期間末契約件数	21,693,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	令和7年度4月
年度初頭免除件数	743,000
当該期間内新規免除件数	9,000
当該期間内解約件数	9,000
当該期間内増加免除件数	0
当該期間末免除件数	743,000

### (3) 特別契約

#### 有料契約見込件数

区 分	令和7年度4月
年度初頭契約件数	15,000
当該期間内新規契約件数	0
当該期間内解約件数	0
当該期間内増加契約件数	0
当該期間末契約件数	15,000

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年度初頭契約件数	18,961,000	21,708,000	15,000	40,684,000
当該期間内増加契約件数	△ 17,000	△ 15,000	0	△ 32,000
当該期間末契約件数	18,944,000	21,693,000	15,000	40,652,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度初頭契約件数	205,000	155,000	360,000
当該期間内増加契約件数	△ 80	80	0
当該期間末契約件数	204,920	155,080	360,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,281,000	4,053,000	2,462,000	1,165,000	18,961,000
当該期間内増加契約件数	△ 30,000	6,000	2,000	5,000	△ 17,000
当該期間末契約件数	11,251,000	4,059,000	2,464,000	1,170,000	18,944,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	91,000	30,000	40,000	44,000	205,000
当該期間内増加契約件数	△ 170	0	0	90	△ 80
当該期間末契約件数	90,830	30,000	40,000	44,090	204,920

## (2) 衛星契約

区 分	口 座 振 替	クレジット カード等継続払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,191,000	3,896,000	6,036,000	585,000	21,708,000
当該期間内増加契約件数	△ 28,000	4,000	7,000	2,000	△ 15,000
当該期間末契約件数	11,163,000	3,900,000	6,043,000	587,000	21,693,000

### 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	クレジット カード等継続払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	70,000	24,000	49,000	12,000	155,000
当該期間内増加契約件数	△ 170	0	170	80	80
当該期間末契約件数	69,830	24,000	49,170	12,080	155,080

## (3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	6,000	15,000
当該期間内増加契約件数	0	0	0
当該期間末契約件数	9,000	6,000	15,000

## 5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	9,974 人
建 設 関 係	169
合 計	10,143



# 令和 7 年度暫定資金計画



## 1 資金計画の概要

令和7年度暫定収支予算及び暫定事業計画に基づく令和7年4月1日から4月30日までの期間に係る暫定資金計画は、受信料等による入金総額901億9,299万7千円、事業経費、建設経費等による出金総額1,031億7,186万9千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料637億8,258万4千円、固定資産売却代金350万2千円、有価証券の償還161億6,666万7千円、受取利息その他の入金102億4,024万4千円を見込む。

以上により、入金額は、総額901億9,299万7千円である。

## 3 出金の部

事業経費664億5,633万円、建設経費214億2,970万7千円、有価証券の購入70億円、納付消費税その他の出金82億8,583万2千円である。

以上により、出金額は、総額1,031億7,186万9千円である。